

## 「土砂災害禁止法」

埼玉県 春日部市立飯沼中学校 2年 <sup>いいぬま</sup>飯沼 <sup>ともや</sup>智也

今年の夏は、局地的な大雨が各地で起こり、土砂災害も多く発生してしまいました。

僕は関東平野に住んでいるので、土砂災害を身近に感じることはあまりなく、特別な場所で起こる災害のように思っていました。でも春日部市を調べてみたら、土砂災害危険箇所が8箇所も存在していることが分かりました。それに、地図帳で日本を見てみると、日本には山地が多く、山の近くに大きな都市もあって、多くの人達が暮らしていることも分かりました。土砂災害は、多くの人々が直面している問題の一つなのです。

土砂災害の種類には、主に土石流、がけ崩れ、地すべりの三つがあります。土石流の対策として砂防えん堤、砂防ダムなどがあり、過去には下流で土石流災害を抑えることが出来た事例もあります。地すべりの対策として構造物をうめ込んで安定化を図る抑止工や地すべりの元となる要因自身を低減あるいは除去する抑削工擁壁工、法枠工、重力式擁壁工などがあります。それに加えて、緑を還元させるような取り組みも行っています。また、危険な場所を公表して住民に早めに避難をしてもらう態勢づくりも行っています。土砂災害防止法という法律でも避難対策を推進しています。土砂災害から大切な命を守るためには、危険な地域に住んでいる住民ひとりひとりが積極的に自主避難を行う必要があるのです。しかしながら、避難指示が出ていても避難する人は少ないのが現状ようです。家の中は、多くの人にとって一番落ち着く場所で、安心できるので、ここに居れば大丈夫だと思ってしまうのでしょうか。

数年前の夏休みの話ですが、僕は都内の屋外イベントに遊びに行きました。傘を持たずに行ってしまったので、雨が降り出した時点で、名残惜しく思いながらも家に帰りました。電車の遅延にも巻き込まれることなく家に帰ることができました。家に着いてから、僕のいたその場所が、僕が帰った後、集中豪雨に見舞われたことを知りました。傘なども全然役に立たず、電車も止まってしまっている人達の様子がテレビで放映されていました。僕は並んでいたアトラクションを途中で諦めて帰ることにしましたが、同じように並んでいた人達はあらかじめ用意していた折りたたみ傘で雨をしのいで、そのまま並び続けていました。あの人は帰宅が困難になってしまったのかもしれない。僕は傘を持っていなかったことが不幸中の幸いでしたが、外出の際は傘を持たない方が良いということではなく、傘を持つことで安心させてはいけないということだと思います。備えることは大切ですが、備えに慢心してはいけないということだと思います。備えがあってもなくても危機感を持つことが大切なのです。

自主避難に関しても同じことが言える気がします。家の中は安心できる場所かもしれませんが、必ずしも安全な場所ではないのです。しかも、近年の集中豪雨の勢いは恐ろしいものがあります。年間の降水量が一日で降ってしまったり、観測史上初の大雨が降ったりしています。経験のないような大雨に対して、今までは大丈夫だったという慢心は本当に危険な考え方だと思います。避難が空振り終わることは良いことだと考えて早めの避難を心掛けて欲しいです。

法律には、禁止法というものと防止法という2種類がありますが、土砂災害に関してはなぜ防止法なのでしょう。禁止という言葉は、人がする行動を起こすことを禁じとどめること、することを許さないことで、それに対して防止は、自然に起きることを防ぐことです。土砂災害は自然災害の一つなので禁止ではなく防止なのでしょう。でも、避難する必要があるのに家にとどまることを禁止することはできると思います。土砂災害で命を落とすことを禁止する法律だという意識を持たら良いと思います。